

建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の一部を改正する件
(案) の概要

1. 改正の趣旨

- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 28 条第 1 項の規定に基づき、厚生労働大臣は、労働者の石綿のばく露による健康障害を防止する措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針として、建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針（平成 26 年 3 月 31 日技術上の指針公示第 21 号。以下「指針」という。）を公表し、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）に規定する措置に関する留意事項について定めている。
- 今般、石綿則の一部が改正され、令和 6 年 4 月 1 日より、石綿等の切断等の作業等において、石綿則第 13 条第 1 項で規定される措置について、湿潤化、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置のいずれかの措置を行うことが義務付けられた。また、石綿則第 6 条の 2 第 3 項及び第 6 条の 3 で規定される措置についても、作業の状況に合わせた最適な石綿粉じん発散防止措置を実施できるよう、常時湿潤化、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置のいずれかの措置を行うことが義務付けられた。
- これを踏まえ、石綿による健康障害防止対策が適切かつ有効に実施されるよう指針について所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- (1) 電動工具による石綿等の切断等の作業等に係る措置として次の措置を規定する。
 - ア 切断等以外の方法により石綿等の除去等の作業を実施することが困難な場合であって、電動工具を用いて石綿等の切断等の作業等を行う場合は、石綿等を湿潤な状態にした場合においても高濃度の粉じんが発散するおそれがあること及び電動工具を使用中に散水等を行うことによる感電のおそれがあることから、原則として除じん性能を有する電動工具を使用すること。
 - イ やむを得ず除じん性能を有していない電動工具を使用する場合は、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 333 条に規定する漏電による感電の防止措置を講じた上で、電動工具に可能な限り水が直接かからないように留意しつつ切断面等に水を噴霧することにより石綿等を常時湿潤な状態にすること。
- (2) 剥離剤の使用に係る措置として次の措置を規定する。
 - 石綿則第 6 条の 2 第 3 項（石綿則第 6 条の 3 において準用する場合を含む。）及び石綿則第 13 条第 1 項に規定する「その他の石綿等の粉じんの発散を防止す

る措置」として、剥離材を使用する場合は、使用する剥離材に係る安全データシート（SDS）を確認し、リスクアセスメント対象物が含有されている場合は、化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成27年9月18日付け危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号）に定めるところによりリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき、適切なリスク低減措置を実施すること。この際、リスク低減措置として呼吸用保護具を使用する場合は、原則として、防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（G-PAPR）又は給気式呼吸用保護具を使用すること。

（3）呼吸用保護具等の選定について、次の措置を規定する。

電動工具を用いて石綿等の切断等の作業等を行う場合、電動ファン付き呼吸用保護具（漏れ率に係る性能区分がS級であり、ろ過材の性能区分がPS3又はPL3のものであり、かつ、呼吸用保護具の製造事業者により指定防護係数が300以上であることを証明する型式に限る。）又はこれと同等以上の指定防護係数を有する呼吸用保護具を使用すること。

（4）その他所要の改正を行う。

3. 根拠法令

- 法第28条第1項

4. 公示日等

- 公示日：令和5年12月下旬（予定）
- 適用期日：令和6年4月1日